

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成26年6月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
小馬越地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小馬越地区	平成26年3月27日
渦江地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	渦江地区	平成26年3月31日
黒岩地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	黒岩地区	平成26年3月28日
内海町安田三五郎池 土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三五郎地区	平成25年12月28日
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	養生場池地区	平成25年11月29日